

議案第 8 0 号

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「及び第2条の3第3号」を「、第2条の3第3号及び第2条の4」に改め、「という。）」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、その養育する子が2歳に達する日(以下この条において「2歳到達日」という。))」を、「子の1歳6箇月到達日」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳到達日)」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「場合」の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) その養育する子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員がその職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、その職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親(同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親をいう。次条において同じ。)である職員に委託されている児童及びこれらに準ずる者として次条に定める者を含む。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下この条及び第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳6箇月到達日までに、その任期が満了し、</p>	<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) その養育する子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員がその職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、その職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親(同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親をいう。次条において同じ。)である職員に委託されている児童及びこれらに準ずる者として次条に定める者を含む。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下この条、<u>第2条の3第3号及び第2条の4</u>において「1歳6箇月到達日」という。)<u>(第2条の4の規定に該当する場合</u>にあっては、<u>その養育する子が2歳に達する日</u>(以下この条において「2</p>	

かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(ウ) 略

イ・ウ 略

第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 略

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をい

歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳6箇月到達日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳到達日）までに、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 略

イ・ウ 略

第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 略

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数

う。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 略

第2条の4 略

をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の

第5条～第9条 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第11条以下 略

再度の延長をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

第5条～第9条 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第11条以下 略

議案第 8 1 号

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表地域おこし協力隊員の項の次に次のように加える。

名誉市民選考委員会委員	日額 8,000 円
-------------	------------

別表いじめ問題対応委員会委員の項及びいじめ問題調査委員会委員の項を次のように改める。

いじめ問題対応 委員会委員	委員長	日額 15,000 円
	委員	日額 8,000 円
いじめ問題調査 委員会委員	委員長	日額 15,000 円
	委員	日額 8,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行		改 正 案			備 考
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）			
区分	報酬の額	区分	報酬の額		
教育委員会～地域おこし協力隊員 略		教育委員会～地域おこし協力隊員 略			
国土利用計画審議会委員～教育振興基本計画策定委員会委員 略		国土利用計画審議会委員～教育振興基本計画策定委員会委員 略			
いじめ問題対応委員会委員	日額8,000円	いじめ問題対応委員会	委員長	日額15,000円	
		委員	委員	日額8,000円	
いじめ問題調査委員会委員	日額8,000円	いじめ問題調査委員会	委員長	日額15,000円	
		委員	委員	日額8,000円	

議案第 8 2 号

南あわじ市名誉市民条例の一部を改正する条例

南あわじ市名誉市民条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市名誉市民条例の一部を改正する条例

南あわじ市名誉市民条例（平成 17 年南あわじ市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（選考委員会）

第 3 条 名誉市民の選考に係る事項を調査審議するため、南あわじ市名誉市民選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市名誉市民条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(選考委員会)</u></p> <p><u>第3条 名誉市民の選考に係る事項を調査審議するため、南あわじ市名誉市民選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 選考委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p>	

議案第 83 号

南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 南あわじ市税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 61 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）

第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 30 年度」を「平成 33 年度」に改める。

附則第 10 条の 2 中第 11 項を第 13 項とし、第 10 項の次に次の 2 項を加える。

11 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

12 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 16 条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には

平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 7 項」に改める。

第 2 条 南あわじ市税条例の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第 19 条中「)、第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び同条第 3 号中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 9.7」を「100 分の 6」に改める。

第 80 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車をいう。以下この節において同じ。)

に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するものであって、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 1
- (2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 2
- (3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 82 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円

(イ) 3 輪のもの 年額 3,900 円

(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円

(イ) その他のもの 年額 5,900 円

第 83 条（見出しを含む。）及び第 85 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 87 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 90 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 89 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 91 条第 2 項中「法第 443 条若しくは第 80 条の 2 又は第 80 条第 3 項ただし書」を「法第 445 条第 1 項、第 80 条第 3 項ただし書又は第 81 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 15 条の次に次の 5 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第 15 条の 3 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第 15 条の 4 軽自動車税の環境性能割の申告納付に関する第 81 条の 6 の規定の適用については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第 15 条の 5 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして別に市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対し、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第 15 条の 6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

附則第 16 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	4,600 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円

第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 16 条中第 2 項から第 7 項までを削る。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

第 16 条の 2 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中第 24 条第 2 項及び附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日
- (2) 第 2 条の改正規定並びに次条第 3 項及び附則第 4 条から第 6 条までの規定 平成 31 年 10 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の南あわじ市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 30 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 29 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の南あわじ市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の南あわじ市税条例（以下「平成 31 年新条例」という。）第 34 条の 4 の規定は、前条第 2 号に定める施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 平成31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に定める施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 平成31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(南あわじ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例(平成26年南あわじ市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「南あわじ市税条例第82条及び同条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	南あわじ市税条例等の一部を改正する条例(平成26年南あわじ市条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条

附則第 16 条第 1 項の 表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則 第 6 条の規定により読 み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
附則第 16 条第 1 項の 表第 2 号ア(ウ)a の項	第 2 号ア(ウ)a	平成 26 年改正条例附則 第 6 条の規定により読 み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ)a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
附則第 16 条第 1 項の 表第 2 号ア(ウ)b の項	第 2 号ア(ウ)b	平成 26 年改正条例附則 第 6 条の規定により読 み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ)b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

(南あわじ市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 南あわじ市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年南あわじ市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項中「、新条例」を「、南あわじ市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

南あわじ市税条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第23条 略 （個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第61条 略</p> <p>第62条～第151条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 略 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前</p>	<p>第1条～第23条 略 （個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第61条 略</p> <p><u>（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>第62条～第151条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 略 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前</p>	

年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 略

第6条～第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

第7条の4 略

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通

年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 略

第6条～第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

第7条の4 略

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通

知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

第9条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～10 略

11 略

第10条の3～第15条 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 略

2 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項に

知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

第9条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～10 略

11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 略

第10条の3～第15条 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 略

2 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下こ

において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車_{が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。}

略

4 略

の条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車_{が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。}

略

4 略

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車_{が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車_{が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。}}

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車_{が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車_{が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。}}

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

第16条の3以下 略

車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

第16条の3以下 略

南あわじ市税条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第18条の2 略 （納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 略 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期</p>	<p>第1条～第18条の2 略 （納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 略 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納</p>	

間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

第20条～第34条の3 略

（法人税割の税率）

第34条の4 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

第34条の5～第79条 略

（軽自動車税の納税義務者等）

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」と

入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

第20条～第34条の3 略

（法人税割の税率）

第34条の4 法人税割の税率は、100分の6とする。

第34条の5～第79条 略

（軽自動車税の納税義務者等）

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自

いう。) に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

第81条 削除

転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下この節において同じ。) に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課

する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するものであって、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）

の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）

の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

第84条 略

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 略

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

第84条 略

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 略

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに

機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に

原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認

対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者

めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、

は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略

第92条～第151条 略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2 法第445条第1項、第80条第3項ただし書又は第81条の2の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条第1項、第80条第3項ただし書又は第81条の2の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略

第92条～第151条 略

附 則

第1条～第15条 略

附 則

第1条～第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の3 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 軽自動車税の環境性能割の申告納付に関する第81条の6の規定の適用については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号	3,900円	4,600円
ア	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄

知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして別に市長が定める3輪以上の軽自動車に対し、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定

の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額

第16条の2 削除

は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

第16条の3以下 略

第16条の3以下 略

南あわじ市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則第5条関係）

現 行			改 正 案			備 考
<p>附 則</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車<u>の種別割</u>に対して課する軽自動車税に係る南あわじ市税条例第82条及び同条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
新条例第82条	3,900円	3,100円	第82条第2号	3,900円	3,100円	
第2号ア	6,900円	5,500円	ア(イ)			
	10,800円	7,200円	第82条第2号	6,900円	5,500円	
	3,800円	3,000円	ア(ウ)a	10,800円	7,200円	
	5,000円	4,000円	第82条第2号	3,800円	3,000円	
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	南あわじ市税条例等の一部を改正する条例(平成26年南あわじ市条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	ア(ウ)b	5,000円	4,000円	
			附則第16条第1項	第82条	南あわじ市税条例等の一部を改正する条例(平成26年南あわじ市条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替	

新条例附則第 16条の表第82 条第2号アの 項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

		えて適用される第82条
附則第16条第 1項の表第2 号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第 1項の表第2 号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第 1項の表第2 号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

南あわじ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第6条関係）

現 行	改 正 案	備 考																		
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、<u>新条例</u>第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に<u>掲げる新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="232 804 1025 1278"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="232 804 1025 855">第19条・第19条第2号 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 855 421 1230">第19条第3号</td> <td data-bbox="421 855 757 1230">第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、<u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</td> <td data-bbox="757 855 1025 1230">平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="232 1230 1025 1278">第98条第4項～第101条第2項 略</td> </tr> </table> <p>8～14 略</p> <p>第6条以下 略</p>	第19条・第19条第2号 略			第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、 <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	第98条第4項～第101条第2項 略			<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、<u>南あわじ市税条例</u>第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に<u>掲げる同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 804 1890 1278"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1097 804 1890 855">第19条・第19条第2号 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 855 1285 1230">第19条第3号</td> <td data-bbox="1285 855 1621 1230">第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、<u>第81条の6の申告書</u>、<u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</td> <td data-bbox="1621 855 1890 1230">平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1097 1230 1890 1278">第98条第4項～第101条第2項 略</td> </tr> </table> <p>8～14 略</p> <p>第6条以下 略</p>	第19条・第19条第2号 略			第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、 <u>第81条の6の申告書</u> 、 <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	第98条第4項～第101条第2項 略			
第19条・第19条第2号 略																				
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、 <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限																		
第98条第4項～第101条第2項 略																				
第19条・第19条第2号 略																				
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、 <u>第81条の6の申告書</u> 、 <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限																		
第98条第4項～第101条第2項 略																				

議案第 8 4 号

南あわじ市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について

南あわじ市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

南あわじ市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 71 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

2 南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年南あわじ市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「及び南あわじ市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 71 号）」を削る。

（南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

3 南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年南あわじ市条例第 17 条）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「、南あわじ市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 71 号）」を削る。

南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第7条 略 (適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）及び南あわじ市農村地域工業等導入地区における<u>固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第71号）</u>の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるもの又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年南あわじ市条例第17号）の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第9条 略</p>	<p>第1条～第7条 略 (適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるもの又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年南あわじ市条例第17号）の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第9条 略</p>	

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例条例新旧対照表（附則第3項関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略 (適用除外)</p> <p>第9条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）、<u>南あわじ市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第71号）</u>又は南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年南あわじ市条例第44号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (適用除外)</p> <p>第9条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）又は南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年南あわじ市条例第44号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第10条 略</p>	